

さいたま市告示第 1 2 8 0 号

さいたま市都市計画下水道事業施行に伴う受益者負担金徴収のため、さいたま市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 7 3 号）第 6 条の規定により、令和 8 年度の賦課対象区域を次のとおり追加決定したので公告する。

なお、関係書類は本市建設局下水道河川部下水道総務課において縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 3 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 賦課対象区域

（1） 第 1 0 負担区

さいたま市緑区東浦和第二区画整理地 3 街区 1 4 画地

さいたま市緑区東浦和第二区画整理地 1 0 街区 2 - 2 画地

(裏面)

掲示期間 8月 3日から 8月17日まで

下水道総務課

外線 829-1553

内線 3713